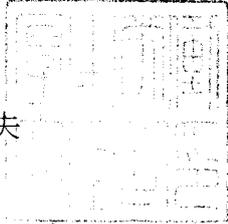


平成19年4月20日

## 行政文書不開示決定通知書

江 原 朗 様

厚生労働大臣 柳 澤 伯 夫



平成19年3月28日付けの行政文書の開示請求（開第3949号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことに決定しましたので通知します。

### 記

1 行政文書開示請求書に記載された名称

「判決言渡日 平成19年3月14日午後1時15分（710号法廷）、担当裁判官 民事第11部 佐村浩之・増田吉則・篠原淳一（合議事件）、事件番号 平成16年（行ウ）第517号、事件名 労働者災害補償不支給決定取消請求事件、当事者 原告・中原のり子、被告・新宿労働基準監督署長」について厚生労働省内で上記判決に関する控訴を行うかいなかを決裁した決裁文

2 不開示とした理由

上記の文書は、開示請求に係る行政文書の存否を答えるだけで、法第5条第1号の不開示情報に該当する特定の個人に関する情報が開示されるのと同様の結果が生じるため、法第8条の規定により、行政文書の存否自体を明らかにすることなく不開示とした。

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

\* 担当課等：厚生労働省労働基準局労災補償部補償課労災保険審理室訟務係  
TEL 03-5253-1111（内線5577）